

国立研究開発法人物質・材料研究機構

連携大学院の運営に関する規程

令和2年6月23日

2020規程第44号

改正：令和3年 6月22日 2021規程第72号

改正：令和3年12月21日 2021規程第85号

改正：令和4年 3月22日 2022規程第 3号

改正：令和6年 4月23日 2024規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における連携大学院の運営に関して必要な事項を定め、もって研究者等の養成・資質向上に関する業務の円滑な実施に資することを目的とする。

(連携大学院)

第2条 機構は、大学との連携協定に基づき、当該大学と連携した大学院教育（以下「連携大学院」という。）の取組を行う。

2 機構は、前項の大学の大学院の学生を研修生（国立研究開発法人物質・材料研究機構客員研究者等取扱規程（平成18年4月19日 18規程第33号）第2条第3号に定める研修生をいう。以下同じ。）として受け入れ、当該学生に対し、機構の研究環境を活用した研究指導その他の教育を行う。

(連携協定)

第3条 連携大学院に係る大学との連携協定においては、原則として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 教員となる機構の職員の大学における身分及び従事する業務に関する事項
- (2) 教員となる機構の職員とその他の大学教員との役割分担に関する事項
- (3) 学生の修学に関する事項
- (4) 学生の研究成果及びそれに係る知的財産の公開その他の取扱いに関する事項
- (5) 施設設備の使用料その他の研究教育指導に係る経費の負担に関する事項
- (6) 事件事故への対応に関する事項
- (7) 締結した連携協定の変更、更新及び終了に関する事項
- (8) その他連携大学院の運営に関し必要な事項

(連携大学院の教員)

第4条 機構は、機構の職員を連携大学院の連携先大学の教員の職に必要な応じて兼任さ

せ、連携大学院の業務に従事させるものとする。

(NIMS 連携大学院)

第5条 連携大学院のうち、大学院への入学から課程修了までにわたる教育課程の履修を機構において行わせるものは、NIMS 連携大学院とする。

2 NIMS 連携大学院に係る連携の相手方となる大学（以下「連携先大学」という。）及びその専攻又はプログラムは、別表のとおりとする。

(NIMS 連携大学院の教員)

第6条 第4条の規定により、連携先大学の教員の職を兼任する職員は、NIMS 連携大学院の教員として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生への研究教育指導を行うこと。
- (2) 入学者の選抜及び学位論文の審査を行うこと。
- (3) カリキュラムの企画運営等を行うこと。
- (4) NIMS 連携大学院の運営に関連する大学の委員会等に参画すること。
- (5) NIMS 連携大学院の広報を行うこと。
- (6) その他 NIMS 連携大学院の運営に関し必要な業務を行うこと。

2 NIMS 連携大学院の教員の選考等に関し必要な事項は、連携先大学と協議して定める。

(NIMS 連携大学院における学生支援等)

第7条 機構は、NIMS 連携大学院の教育を受ける学生について、NIMS ジュニア研究員への積極的な採用を行い、研究に専念できるよう経済的支援に資する環境の整備及び提供等を行う。

2 機構は、NIMS ジュニア研究員に対して採用時にスタート支援金を支給することができるものとし、支給に関し必要な事項については別に定める。

3 機構は、前二項の支援等が適切に行われるために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際連携大学院)

第8条 連携大学院のうち、海外の大学との連携協定に基づき、当該大学と連携した大学院教育を行うものは、国際連携大学院とする。

(国際連携大学院の教員)

第9条 第4条の規定に関わらず、国際連携大学院の学生を受け入れ、研究教育指導を行う職員は、原則として、機構内の公募に応じた職員の中から理事長が指名する。

2 前項の規定による研究教育指導を行う職員の指名は、受け入れる学生の専攻分野等を考慮して行うものとする。

(国際連携大学院における学生支援等)

第10条 機構は、国際連携大学院の教育を受ける学生に対し、必要に応じ、宿舍の提供、滞在費の支給その他の支援を行うものとする。

(雑則)

(連携大学院の運営に関する規程)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、連携大学院の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 22 日 2021 規程第 72 号）

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 21 日 2021 規程第 85 号）

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日 2022 規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 23 日 2024 規程第 20 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 7 条第 2 項に規定したスタート支援金は、令和 7 年 4 月 1 日以降に採用された NIMS ジュニア研究員に支給することができるものとする。

別表

連携先大学	専攻又はプログラム
国立大学法人筑波大学	大学院理工情報生命学術院数理物質科学研究群応用理工学学位プログラム NIMS 関係物質・材料工学サブプログラム（博士前期及び博士後期課程）
	大学院理工情報生命学術院数理物質科学研究群国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（博士前期及び博士後期課程）
国立大学法人北海道大学	大学院総合化学院総合化学専攻（博士課程）
	大学院生命科学院生命科学専攻（博士課程）
	大学院生命科学院ソフトマター専攻（博士課程）
	大学院理学院物性物理学専攻（博士課程）
早稲田大学	理工学術院先進理工学研究科ナノ理工学専攻（博士課程）
	理工学術院基幹理工学研究科材料科学専攻（博士課程）
国立大学法人九州大学	大学院工学府応用化学専攻（博士課程）
	大学院工学府材料工学専攻（博士課程）
国立大学法人大阪大学	大学院情報科学研究科情報システム工学専攻（博士課程）
国立大学法人横浜国立大学	大学院理工学府機械・材料・海洋系工学専攻（博士課程）
	大学院理工学府化学・生命系理工学専攻（博士課程）

国立大学法人東京工業大学	大学院物質理工学院材料コース（博士課程）
	大学院物質理工学院応用化学コース（博士課程）